

- 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十二条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法  
 (平成十七年厚生労働省告示第百六十五号) 新旧対照表 (傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>別表</p> <p>医療観察診療報酬点数表</p> <p>第1章 基本診療料</p> <p>第1節 入院料</p> <p>入院対象者入院医学管理料（1日につき）</p> <p>イ～ハ （略）</p> <p>注1～注3 （略）</p> <p>注4 <u>回復期入院対象者入院医学管理料について、回復期入院対象者入院医学管理料の算定を開始した日から起算して271日以上の期間にあつては、1日につき所定点数から120点を減算し、回復期入院対象者入院医学管理料の算定を開始した日から起算して1年90日を超える期間にあつては、1日につき所定点数から220点を減算する。ただし、転院日から起算して90日を経過していない場合、急性増悪等やむを得ない場合又は難治性精神疾患への高度な医療を新たに導入する場合は、減算しない。</u></p> <p>注5～注7 （略）</p> <p>注8 <u>法第43条第4項の規定により指定入院医療機関の変更の通知を受けた対象者に対して円滑に入院対象者入院医学管理を行うため、指定入院医療機関が当該対象者の転院に必要な調整を行った場合には、変更前の指定入院医療機関にあつては、</u></p>	<p>別表</p> <p>医療観察診療報酬点数表</p> <p>第1章 基本診療料</p> <p>第1節 入院料</p> <p>入院対象者入院医学管理料（1日につき）</p> <p>イ～ハ （略）</p> <p>注1～注3 （略）</p> <p>注4 <u>回復期入院対象者入院医学管理料について、回復期入院対象者入院医学管理料の算定を開始した日から起算して271日以上の期間にあつては、1日につき所定点数から100点を減算する。ただし、転院日から起算して90日を経過していない場合又は急性増悪等やむを得ない場合は、減算しない。</u></p> <p>注5～注7 （略）</p> <p>（新設）</p>

最後の入院対象者入院医学管理料の算定日の所定点数に、変更後の指定入院医療機関にあつては、最初の入院対象者入院医学管理料の算定日の所定点数に、転院調整加算としてそれぞれ2,400点を加算する。

注9～注11 (略)

## 第2節 通院料

### 1 通院対象者通院医学管理料（1月につき）

イ～ニ (略)

注1～注4 (略)

注5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長に届け出た指定通院医療機関において、通院対象者に対して通院医学管理を行った場合にあつては、次に掲げる場合に応じ、通院対象者社会復帰体制強化加算として、所定点数にそれぞれ次に定める点数を加算する。

イ 同一月に通院医学管理を行った通院対象者が3名以下の場合 2,000点

ロ 同一月に通院医学管理を行った通院対象者が4名以上の場合 3,000点

注6 法第42条第1項第2号又は第51条第1項第2号による決定後に通院対象者に対して円滑に通院対象者通院医学管理を行うため、当該通院対象者に係る法第38条（第53条において準用する場合を含む。）による生活環境の調査又は法第101条による生活環境の調整を担当する保護観察所と調整の上、あらかじめ当該決定前に、当該対象者が入院している法第34条第1項の入院に係る医療機関（以下「鑑定入院医療機関」という。）又は指定入院医療機関から情報を収集し、通院対象者通

注8～注10 (略)

## 第2節 通院料

### 1 通院対象者通院医学管理料（1月につき）

イ～ニ (略)

注1～注4 (略)

注5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長に届け出た指定通院医療機関において、通院対象者に対して通院医学管理を行った場合にあつては、通院対象者社会復帰体制強化加算として、所定点数に2,000点を加算する。

注6 法第42条第1項第2号又は第51条第1項第2号による決定後に通院対象者に対して円滑に通院対象者通院医学管理を行うため、当該通院対象者に係る法第38条（第53条において準用する場合を含む。）による生活環境の調査又は法第101条による生活環境の調整を担当する保護観察所と調整の上、あらかじめ当該決定前に、当該対象者が入院している法第34条第1項の入院に係る医療機関（以下「鑑定入院医療機関」という。）又は指定入院医療機関から情報を収集し、通院対象者通

院医学管理の開始に必要な調整を実施した場合、前期通院対象者通院医学管理料の初回算定時に限り、次に掲げる場合に 応じ、所定点数に通院医学管理事前調整加算としてそれぞれ次に定める点数を加算する。ただし、当該通院対象者が入院していた鑑定入院医療機関又は指定入院医療機関が引き続き、指定通院医療機関として通院対象者通院医学管理を行う場合は加算することができない。

イ 当該通院対象者が当初審判において入院によらない医療を受けさせる旨の決定を受けた者である場合 3,000点

ロ イ以外の場合 2,400点

注7 (略)

2 (略)

第2章 医療観察精神科専門療法

通則

1・2 (略)

3 医療観察通院精神療法（1回につき）

イ・ロ (略)

注1・注2 (略)

注3 20歳未満の対象者に対して医療観察通院精神療法を行った場合（前期通院対象者通院医学管理料を算定した月に行った場合に限る。）は、所定点数に350点を加算する。ただし、注4に規定する加算を算定した場合は、算定しない。

注4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長に届け出た指定通院医療機関において、20歳未満の対象者に60分以上の医療観察通院精神療法を行った場合（通院決定日から3月以内の期間に行った場合に限る。）は、医

院医学管理の開始に必要な調整を実施した場合、前期通院対象者通院医学管理料の初回算定時に限り、所定点数に通院医学管理事前調整加算として2,400点を加算する。ただし、当該通院対象者が入院していた鑑定入院医療機関又は指定入院医療機関が引き続き、指定通院医療機関として通院対象者通院医学管理を行う場合は加算することができない。

注7 (略)

2 (略)

第2章 医療観察精神科専門療法

通則

1・2 (略)

3 医療観察通院精神療法（1回につき）

イ・ロ (略)

注1・注2 (略)

注3 20歳未満の対象者に対して医療観察通院精神療法を行った場合（前期通院対象者通院医学管理料を算定した月に行った場合に限る。）は、所定点数に350点を加算する。

(新設)

療観察児童思春期精神科専門管理加算として1回に限り1,200点を所定点数に加算する。

注5 (略)

4 医療観察認知療法・認知行動療法 (1日につき)

イ (略)

ロ イ以外の医師による場合 420点

ハ 地域の精神科救急医療体制を確保するために必要な協力等を行っている精神保健指定医と看護師が共同して行う場合 350点

注1・注2 (略)

5 (略)

5-2 医療観察依存症集団療法 (1回につき) 340点

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長に届け出た指定通院医療機関において、薬物依存症の通院対象者に対して、集団療法を実施した場合に、治療開始日から起算して6月以内に限り、週1回を限度として算定する。ただし、特に必要性を認め、治療開始日から起算して6月を超えて実施した場合には、治療開始日から起算して2年以内に限り、更に週1回かつ計24回を限度として算定できる。

注2 医療観察依存症集団療法と同一日に行う他の医療観察精神科専門療法は、所定点数に含まれるものとする。

6~10 (略)

11 医療観察精神科訪問看護・指導料

イ 医療観察精神科訪問看護・指導料 (I)

(1) 週3日目まで30分以上の場合 580点

(2) 週3日目まで30分未満の場合 445点

注4 (略)

4 医療観察認知療法・認知行動療法 (1日につき)

イ (略)

ロ イ以外の場合 420点

(新設)

注1・注2 (略)

5 (略)

(新設)

6~10 (略)

11 医療観察精神科訪問看護・指導料

イ 医療観察精神科訪問看護・指導料 (I)

(1) 週3日目まで30分以上の場合 575点

(2) 週3日目まで30分未満の場合 440点

(3) 週4日目以降30分以上の場合 680点

(4) 週4日目以降30分未満の場合 530点

ロ (略)

ハ 医療観察精神科訪問看護・指導料 (Ⅲ)

(1) 同一日に2人

① 週3日目まで30分以上の場合 580点

② 週3日目まで30分未満の場合 445点

③ 週4日目以降30分以上の場合 680点

④ 週4日目以降30分未満の場合 530点

(2) 同一日に3人以上

① 週3日目まで30分以上の場合 293点

② 週3日目まで30分未満の場合 225点

③ 週4日目以降30分以上の場合 343点

④ 週4日目以降30分未満の場合 268点

注1～注13 (略)

12 医療観察精神科訪問看護指示料 300点

注1・注2 (略)

注3 注1の場合において、必要な衛生材料及び医療材料を提供した場合に、医療観察衛生材料等提供加算として、通院対象者1人につき月1回に限り、80点を所定点数に加算する。

13・14 (略)

第3章 (略)

第4章 (略)

(3) 週4日目以降30分以上の場合 675点

(4) 週4日目以降30分未満の場合 525点

ロ (略)

ハ 医療観察精神科訪問看護・指導料 (Ⅲ)

(1) 同一日に2人

① 週3日目まで30分以上の場合 575点

② 週3日目まで30分未満の場合 440点

③ 週4日目以降30分以上の場合 675点

④ 週4日目以降30分未満の場合 525点

(2) 同一日に3人以上

① 週3日目まで30分以上の場合 288点

② 週3日目まで30分未満の場合 220点

③ 週4日目以降30分以上の場合 338点

④ 週4日目以降30分未満の場合 263点

注1～注13 (略)

12 医療観察精神科訪問看護指示料 300点

注1・注2 (略)

(新設)

13・14 (略)

第3章 (略)

第4章 (略)